

中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	京都府
②対象機関	文化庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	○京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、以下の通り、計画的・段階的に進める。 ・関西・京都地域の官民の協力を得て、国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うため、平成29年度から「地域文化創生本部(仮称)」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。 ・上記と並行して、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年1月からの通常国会を目途に提出し、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。 なお、抜本的な組織改編と並行して文化関係独立行政法人の在り方について、検討を進める。

平成30年度までの取組実績等について	④H28年度の実績	○平成28年12月の文化庁移転協議会(第3回)で、「文化庁の移転について」において、「地域文化創生本部」の具体的な内容や本格移転先の候補等について取りまとめ。
	⑤H29年度の実績	○平成29年4月、京都市東山区に文化庁地域文化創生本部を設置。京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的なメリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組・本格移転の準備を行うため、一部先行移転として地元の地方公共団体、経済界、大学等の協力を得て約40名体制を構築。 ○平成29年7月の文化庁移転協議会(第4回)で、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」において、①京都に文化庁本庁を置くことなど組織体制の大枠、②移転場所を現京都府警察本部本館とすること、③移転時期を遅くとも平成33年度中を目指すこと等についてとりまとめ。
	⑥H30年度の実績	○京都への移転に向け、文化庁の機能強化に係る文部科学省設置法改正等を経て、平成30年10月に組織改編を行い、「新・文化庁」を発足。 ○平成29年7月の文化庁移転協議会(第4回)においてとりまとめられた「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」において本格移転先とされた京都府警察本部本館について事業主体となる京都府において庁舎整備の設計に着手。
	⑦定員・配置の状況	○平成29年4月、京都市東山区に文化庁地域文化創生本部を設置。 (平成30年度機構・定員) 改正された文化芸術基本法及び文化庁の京都への移転を見据えた機能強化を図るための体制整備として、文化庁全体として22人増員。 (平成30年度 地域文化創生本部事務局職員構成：39人) ・文化庁等：18人 ・地方公共団体：17人 ・企業・経済団体：4人
	⑧H31年度の実績予定(平成31年度予算の状況含む)	○平成31年度文化庁予算については、総額1,167億円(対前年度84億円増)を確保している。 うち、先行移転に係る費用：地域文化創生本部管理費等(120百万円) ○遅くとも2021年度中を目指している京都への本格的な移転に向け、京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進める。 ○本格移転先とされた京都府警察本部本館について事業主体となる京都府において庁舎整備の設計を進める。
地方版総合戦略について	⑨地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	有
	⑩地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 ・京都府地域創生戦略：基本目標3 京都への人の流れをつくる「文化庁等の政府関係機関の移転の推進」 ・京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略：基本目標4施策2 日本の伝統・文化を基軸とした「世界の文化首都・京都」の実現「文化庁など政府関係機関の京都市への移転」 【成果目標】 ○京都府地域創生戦略：千有余年にわたり都として反映し、日本文化のふるさとである京都に、東京とは異なる価値観を有する文化首都を構築する ○京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略：「日本のこころのふるさと」の魅力に磨きをかけ、心豊かな生き方、暮らし方を大切にする社会を築く
	⑪H28、H29、H30年度における取組の情報発信	○平成28年11月12日「京都から、日本の未来を展望する」の開催(主催：京都市)＜朝日新聞、京都新聞に掲載＞ ○平成29年4月9日「文化庁地域文化創生本部設置記念式典」の開催(主催：文化庁、京都府、京都市、京都商工会議所) ○平成29年「文化庁移転推進シンポジウム」の開催(主催：京都府、京都市、京都商工会議所) ・11月2日「文化による地方創生―関西からの展望」(大阪)＜読売新聞、京都新聞に掲載＞ ・11月30日「日本文化の展望～文化庁移転を機に考える～」(東京)＜朝日新聞、文教ニュースに掲載＞ ○文化庁京都移転に係る機運醸成を目的としたマンガ、パンフレット等を京都府、京都市、京都商工会議所共同で作成 ○平成30年4月16日～20日の日経新聞夕刊「広角鋭角」において文化庁移転がフォーカスされた。 ○平成30年度は、これまでから共同で機運醸成に取り組んでいる京都府、京都市、京都商工会議所の3者で実行委員会を設置し、文化庁の京都移転の機運醸成に係る取組を実施。 ・文化庁移転に伴う機能強化に関連した新しい文化政策のアイデアを、学生等の若年層も対象に全国から募集し(平成30年7月～10月)、コンテストを実施。80件の応募があり、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞をそれぞれ1件選定。 ・平成30年12月「文化芸術による新しい価値の創出と地方創生」をテーマに、文化庁の京都移転が持つ可能性等について議論するシンポジウムを開催。上記アイデアコンテスト受賞者発表会、パネルディスカッション等を実施。約700人の参加(応募者数約1,600人から抽選し当選者を決定)
地方創生上の効果等について	⑫取組による地域への波及効果の検討状況	・文化庁地域文化創生本部、京都府、京都市、京都商工会議所、関西広域連合及び関西経済連合会の文化担当部局が参加し、「地域文化創生連絡会議」の開催等により事業の実施、意見交換、検証等に取り組んでいる。
	⑬取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	・文化庁にとっては、京都府市など地方自治体との関係が深まることにより、これまで十分に受け止め切れていなかった地方自治体のニーズや文化庁施策への意見を把握している。また日常的に意見交換を行うことで、新たな文化政策の企画立案等に向けた地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力を進めることが可能となっている。 ・地元である関西にとっても、地方のニーズを国に直接伝えることができているほか、自治体の取組にも文化庁の参画を得て、他地域への波及が可能となった。 例)地元の取組であった「全国高校生伝統文化フェスティバル」が、文化庁と共催となることでの全国展開へとつながった。(平成29年度：1件、平成30年度：1件) 例)楽器・道具の復元等の相談に対応し、継承・活性化に京都が取り組んでいる「伝統芸能文化創生プロジェクト」と文化庁が連携することにより、地元である京都の知見を全国に波及させることが可能になった。 ・関西の自治体や経済界における実務レベルの意見交換が盛んに行われるようになった。(平成29年度：約50回、平成30年度：約40回)
	⑭取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	・日常的に伝統文化の色濃く残る京都でそのノウハウを得て文化庁が活動することで、京都における文化関係者・団体等が刺激を受け、活動の活発化につながるとともに、京都の伝統文化や文化財、観光、伝統産業、コンテンツ産業、飲食産業などとの相乗効果が創出され、またその効果が全国に発信されることが期待される。

中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	徳島県	
②対象機関	消費者庁	
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	○「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」を平成29年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。 ○徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。 ○3年後を目途に検証し、見直しを行う。	
平成30年度までの取組実績等について	④H28年度の実績	—
	⑤H29年度の実績	・平成29年7月24日に、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点となる「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県庁舎10 階に開設し、合計54名体制で業務を開始。 ・同オフィスでは、分析・研究、実証実験等のプロジェクトに着手するとともに、独自の研修事業や先駆的な商品テストも実施。
	⑥H30年度の実績	・平成29年度に実施したプロジェクトの成果を踏まえ、全国展開に向けた取組を行うとともに、シェアリングエコノミー等に関する取組、行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究、独自の研修事業、先駆的な商品テスト等のプロジェクトなどを実施。
	⑦定員・配置の状況	○平成29年7月24日、徳島県に消費者行政新未来創造オフィスを設置。 ○同オフィスの定員は13名(内訳:本庁9名、他省支分部局4名。全員常駐。)
	⑧H31年度の実績予定(平成31年度予算の状況含む)	【実施する取組】 ・平成29年度・平成30年度に実施したプロジェクトの成果を踏まえ、全国展開に向けた取組を行うとともに、モデルプロジェクト・基礎研究プロジェクト、独自の研修事業、先駆的な商品テスト等を引き続き実施予定。 【H31年度予算】 ・消費者行政新未来創造オフィス関係予算 合計3.5億円
地方版総合戦略について	⑨地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	有
	⑩地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 ○徳島県総合戦略(2018改訂版):「基本目標1・新しい人の流れづくり」の分野 ・平成28年9月1日に国が決定した「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に明記され、徳島県に平成29年7月24日開設された「消費者行政新未来創造オフィス」の活動を挙県一致で全面的にサポートする。 ・併せて、「東京一極集中の是正、ひいては日本創成の突破口を徳島から」との認識のもと、関係機関等とネットワークを構築し、消費者目線・現場主義に立った、「新次元の消費者行政・消費者教育」を展開、その成果を全国へ発信するとともに、新オフィス設置という好機を活かした「働き方改革」の実現や「企業の本社機能移転」の促進につなげていく。 ・このような取組みを県を挙げて、戦略的に展開することにより、国の「3年後の検証・見直し」において、「消費者庁、消費者委員会、(独)国民生活センター」の「徳島への全面移転の実現」を図る。 【成果目標】 ◆2015年度に「政府関係機関の本県への誘致」を提案・2019年度まで誘致を推進 ◆2017年度までに、全市町村で「消費生活センター」を設置(設置済み) ◆2019年度までに、とくしま「消費者教育人材バンク」登録実施団体数を40団体 ◆2019年度までに、「くらしのサポーター」認定者数(累計)を500名
	⑪H28、H29、H30年度における取組の情報発信	徳島県において以下の情報発信等を実施。 ◆G20消費者政策国際会合の徳島開催の決定 ◆安倍総理、歴代消費者及び食品安全担当大臣等、政府等要人による視察 ◆四国、関西、首都圏におけるフォーラム開催 ◆日本弁護士連合会、全国消費者団体連絡会、ACAP、NACSでの講演 ◆消費者行政新未来創造プロジェクトの取組などを情報発信
地方創生上の効果等について	⑫取組による地域への波及効果の検討状況	○消費者庁より、地方創生上の効果について、消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会で説明。 ○県が策定している、『消費者基本計画』や『消費者教育推進計画』において、平成29年度から31年度を集中取組期間とし、消費者庁や国民生活センターと連携したプロジェクトのKPIを盛り込んでいる。平成30年度に検証した結果、28評価項目中、27項目(プロジェクト関係)が目標を達成したと評価された。
	⑬取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	○徳島県において、消費者行政新未来創造オフィスと連携した最先端の消費者行政が実践され、その成果を全国に発信することにより、消費者行政・消費者教育の強みを活かした地域ブランディングが図られるとともに、新たな人の流れの創出につながっている。 ◆消費者行政新未来創造オフィスには徳島県外から30名以上の職員が赴任しているほか、職員や外部有識者による徳島県内への出張等も行われている。また、徳島県内で実施する国民生活センターの研修に、他府県から延べ約730人(28年度246人、29年度239人、30年度242人)が参加している。 ◆国民生活センターの研修の受講者の利便性向上をきっかけに、徳島県と包括連携協定を結んでいるJALの協力により、平成30年3月に福岡便が増便されるとともに、九州内の乗継の利便性が向上され、徳島ー福岡線の利用者数が大幅に増加(29年度28,750人→30年度59,297人) ◆政府関係者、国会議員、県外の行政機関、企業等、国内外から消費者行政新未来創造オフィスを支援する「とくしま消費者行政プラットフォーム」に延べ1,174名(平成31年3月時点)が視察
	⑭取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	○オフィスと連携した消費者行政新未来創造プロジェクトへの取組が、一層の人の流れの創出等につながることが期待される。 ◆平成31年9月に、G20消費者政策国際会合を徳島県内で開催予定(消費者庁と徳島県の共催) ◆平成31年12月に、全国の高校生による「エシカル甲子園」を徳島県内で開催予定 ◆平成31年10月に、「食ロス削減の全国大会」を徳島県内で開催予定 ◆平成31年5月に、県内の高校における消費者庁作成教材を用いた授業の実践報告を含む「日本家政学会第71回大会」を徳島県内で開催予定 ○新未来創造プロジェクトとして実施している消費者志向経営の推進や公益通報窓口の整備を通じて事業者の質の向上が図られ、消費者が安心して消費活動を行えるようになることで市場の活性化につながるとともに、エシカル消費や消費者教育により消費者のリテラシーが向上し、より健全な市場が実現することで、質の高い成長が期待される。

中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	和歌山県
②対象機関	総務省統計局
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	○和歌山県に「統計データ活用センター(仮称)」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計マイクロデータを活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。

平成30年度までの取組実績等について	④H28年度の実績	・統計データ活用に関する有識者会議の開催(5月27日) ・個人企業経済調査・統計データ利活用研修会の開催(6月24日) ・オンサイト施設の実証実験(7月4日～8日) ・統計データ利活用シンポジウム開催(7月7日)
	⑤H29年度の実績	30年度からの業務実施に向け、先行的な取組として、統計データ利活用促進プロジェクトを和歌山県において実施 ・統計データ利活用研修会(6月28～29日) ・子供向けプログラムイベント(8月23日) ・オンサイト施設の試行運用(9月26日～10月5日) ・統計データ利活用に関するニーズ把握(11月～3月)
	⑥H30年度の実績	平成30年度は、以下の取組を実施 ○統計マイクロデータの提供 ・情報セキュリティを確保しつつ高度な分析を可能とする環境(オンサイト)を構築し統計マイクロデータを提供 ・全国の大学等に対し、統計マイクロデータやオンサイト利用に関する普及啓発 ・統計マイクロデータの新たな提供方法に関する調査研究の実施 など ○データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用の推進・支援 ・地方公共団体及び大学とともに共同プロジェクトを開始 ・地方公共団体のためのデータ利活用支援サイトの構築開始 ・都道府県統計主管課の統計データ利活用担当者が一堂に会する初めての会議を開催 など ○統計データ利活用に関する人材育成 ・公務員向けの「統計データ利活用研修会」を開催(7月18日) ・各地で開催されるデータ利活用やEBPMに関する研修等への講師派遣 ・子供向け統計プログラムイベントの開催(10月13日) など
	⑦定員・配置の状況	平成30年4月に和歌山県に新たに「統計データ活用センター」を設置 【平成30年度の体制】 ◆統計データ利活用推進のための実員:13名 【勤務形態の構成】 総務省統計局の常駐職員5名、期間業務職員1名、(独)統計センターの常駐職員4名、(独)統計センターの非常勤職員3名 【東京からの異動者等について】 東京の総務省統計局から転居を伴う異動をした職員5名、総務省統計局で現地採用した期間業務職員1名、(独)統計センターの常駐職員で東京から転居を伴う異動をした職員4名、(独)統計センターで現地採用した非常勤職員3名
	⑧H31年度の実績予定(平成31年度予算の状況含む)	【実施する取組】 別添1参照 【平成31年度予算】 統計データ利活用の推進のための予算(1.8億円)
	⑨地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	あり
地方版総合戦略について	⑩地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略:政府関係機関(独立行政法人等の関連機関を含む)の中から、和歌山県が持つ強みをさらに助長させるとともに当該機関の発展にも資する研究機関等の移転を求める。 【成果目標】 なし
	⑪H28、H29、H30年度における取組の情報発信	・研修会の開催(平成29年6月29日 毎日新聞) ・プログラミング教室の開催(平成29年7月31日 産経新聞24面) ・オンサイト試行運用について(平成29年9月27日 読売・毎日新聞) ・統計データ活用センターの開所について(平成30年4月2日 毎日・産経新聞、4月3日朝日新聞) ・統計データ活用センター開設ルポの取材(平成30年4月10日 産経新聞25面(和歌山県版)) ・統計データ活用センター開所記念講演会(平成30年4月25日 読売新聞) ・センター長インタビュー(平成30年6月7日 産経新聞) ・対談記事「統計データ利活用による「課題解決・和歌山モデル」を発信しよう」(平成30年7月 アジア太平洋研究所 APIR Now No16) ・4者連携協定(統計局、(独)統計センター、和歌山県、和歌山大学)(平成30年12月7日 NHK NEWS WEB、8日 毎日新聞、12日 読売新聞) ・『特選!地域番組「謎の〇〇王国 和歌山」』全国放送(平成30年12月10日 NHK BS1) ・総務相が視察(平成31年1月26日 朝日新聞)
地方創生上の効果等について	⑫取組による地域への波及効果の検討状況	平成30年6月に開催した「第3回近畿圏の有識者によるデータ利活用ネットワーク会議」(以下「有識者会議」という。))において、波及効果を検証するための評価指標・評価方法等の検討を開始した。有識者会議には京都大学、神戸大学、滋賀大学、和歌山大学など近畿圏のデータ利活用に造詣の深い大学教授10名が委員となり、各委員から評価指標・評価方法等について意見聴取を行った。平成31年3月に開催した「第4回有識者会議」において、再度議論し、評価指標・評価方法等を決定。「波及効果」、「評価指標」については別添2のとおり。評価方法については、毎年度末、有識者会議において設定した評価指標に関する実績報告を行い、委員から評価を得るスタイルで実行している。
	⑬取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	・上記評価指標にかかる平成31年3月末現在の実績については別添2のとおり。 ・平成30年4月1日、国立大学法人和歌山大学にデータ・インテリジェンス教育研究部門が設置され、平成31年4月から全学部の1学年約150人を対象として、データサイエンスに関する基礎講座が開始された。統計データ利活用センター、和歌山県データ利活用推進センターから講師を派遣するなど人材育成に関する連携を強化したところである。また、県内高等学校からはデータ利活用に関する講義依頼も多く、各教育機関からの注目度が高まっている。 ・平成30年12月に総務省統計局・(独)統計センター・和歌山大学・和歌山県の四者でデータサイエンス分野における連携協定を締結し、我が国のデータサイエンス分野の発展に資する和歌山モデルの構築に向けた連携体制が形成された。 ・和歌山県では、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報ファイルを加工して事業者に提供する非識別加工情報制度を導入し、県が保有する行政記録情報を効果的に利活用し、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資する取組を行っている。
	⑭取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	和歌山県では庁内行政記録情報の共有化やEBPM統括者を庁内に設置するなど新たな取組を実施し、EBMPの推進に関する取組を強化したところである。EBPMの推進の過程で生み出された成功事例等を広く発信することにより、大学・研究機関においてより高度な研究が促進されることや、県内企業からの注目を集め、県内企業におけるデータ利活用の促進が図られることが今後見込まれる。また、将来的には、県内で育成したデータサイエンス人材が、県内企業に就職するというサイクルを目指し、県内産業が活性化することを期待している。

先進的なデータ利活用の拠点 「統計データ利活用センター」の取組

平成30年4月1日に、先進的なデータ利活用の推進拠点として、和歌山県内に「統計データ利活用センター」を開設し、ICTを活用して高度なデータ解析を実現する統計ミクロデータの提供を開始。和歌山県と協力し地方創生に貢献

統計ミクロデータの提供

- ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とする環境の構築
- オンサイト利用の普及啓発
- 各種データアーカイブの整備 など

統計データ利活用センター “先進的なデータ 利活用拠点”

- 地方公共団体との共同研究
(データを活用した行政課題の解決)
- 民間ビッグデータ活用等の
委託研究
- 地方公共団体への利活用支援
など

データサイエンス・EBPMに
資する統計データ利活用推進・支援

- データサイエンススキルの
向上支援
- 統計データ利活用に関
する研修会の実施
など

統計データ利活用に関する
人材育成

【規模】

統計局・統計センター職員、大学等から
データサイエンティスト（非常勤）など
十五名

【設置場所】

南海和歌山市駅ビル
(和歌山市東蔵前丁)
(和歌山県データ利活用推進センターと同じ)



働き方改革

- テレビ会議システムの導入
- 個人用デスク撤廃
- テレワークの推進
など

「統計データ利活用センター」2019年度の取組

1. 統計マイクロデータの提供

統計マイクロデータ活用の新たな仕組みであるオンサイト施設を運営し、統計マイクロデータを提供することで、地域の課題解決や発展を促すための環境を整備

① オンサイト施設の運用管理

ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とするオンサイト施設について、円滑な運用管理を行う

※現在試行運用中。改正統計法の施行（5月）にあわせ本格運用を予定



オンサイト施設

② オンサイト施設の全国展開

オンサイト施設の全国的なネットワークを構築するため、全国の大学や研究機関に対して、オンサイト施設設置に関する積極的な働きかけを行い、オンサイト施設の普及を推進する

※現在、一橋大、多摩大、情報・システム研究機構、新潟大、群馬大、滋賀大、京都大、大阪大、神戸大、統計データ利活用センター（和歌山）、統計センター（東京）、中央合同庁舎第2号館（東京）に開設

③ 統計マイクロデータ利用ポータルサイトの構築

ユーザーの利便性向上を図るため、統計マイクロデータの利用に関する様々な情報を集約し、ユーザーに提供するためのポータルサイトを構築（5月頃開設予定）

オンサイト施設

- ・データを用いた先進的な分析が可能
- ・ICTを活用し情報セキュリティを確保
⇒新たな社会経済価値を創出・発信



「統計データ利活用センター」2019年度の取組

2. データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用推進・支援

データ利活用の先進事例を創出するための研究、地方公共団体への統計データ利活用支援等、データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用を推進

① 地方公共団体との共同研究（データを活用した行政課題の解決）

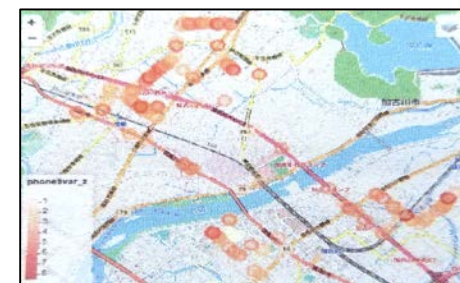
地方公共団体と共同研究を行い、行政データや民間データを統計データと組み合わせて活用し、行政課題を解決する取組を進め、データ利活用のリーディングケースを創出

SAMPLE	項目 A	項目 B	項目 C
AB1000	1	0	0
AB1001	0	1	0
AB1002	1	1	1
AC0001	1	0	1
AC0002	0	1	1
AC0003	0	0	1
AC0004	0	1	0

行政データ



統計データ



地方公共団体との共同研究・相談例

② 地方公共団体への利活用支援

地方公共団体のデータ利活用支援サイト（Data StaRt データ・スタート）の構築（5月開設予定）や、統計データ利活用相談への対応等、統計データ利活用支援の取組を進める

③ データ利活用に係る地方公共団体表彰

地方公共団体におけるデータ利活用・分析を推進することを目的として、優れた取組を行う地方公共団体を表彰



地方公共団体のデータ利活用支援サイト（Data StaRt）（構築中：イメージ）

「統計データ利活用センター」2019年度の取組

3. 統計データ利活用に関する人材育成

E B P Mに資する公務員向け研修会、ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ活用の講習会の開催等、データサイエンススキルの裾野を広げる取組を展開

① E B P Mに資する公務員向け研修会

統計研究研修所と連携し、E B P M実現に有用なカリキュラムやデータ分析の実践的な内容を盛り込んだ公務員向け研修会を開催

② ビジネスパーソンを対象とした講習会・セミナー

ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ（e-Stat、jSTAT MAP等）活用に資する講習会・セミナーを開催

③ 統計を活用したプログラミングイベント

若年層に統計やデータサイエンスへの興味を持ってもらうため、統計を活用したプログラミングのイベントを開催（全国10箇所で開催予定）



統計データ利活用研修会



キッズ統計プログラミング in 和歌山

別添2

波及効果評価指標

波及効果	評価指標	数値目標	実績
		(2021年3月末)	(2019年3月末)
データ利活用基盤の構築	①データ利活用推進センターの設置	2018年4月設置	完了
	②データ利活用分析基盤・ネットワークの構築	2019年4月	完了
	③庁内データの把握・共有化	2019年7月	2019年7月完了に向け取組中
E B P Mの推進	①庁内E B P M推進体制の構築	2019年4月	完了
	②県内市町村からの相談件数（累計）	15件	3件
	③公募型研究実施件数（累計）	8件	6件
データ利活用人材の育成	①データ利活用コンペティション応募件数	200件/回	60件 (累計148件)
	②学生向け講義・研修会参加者数（累計）	1000人	451人
県内産業の活性化	①県内企業からの相談件数（累計）	60件	24件
	②民間企業データを活用した共同研究の実施件数	1件	0件

中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	大阪府
②対象機関	特許庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	大阪をはじめ近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図る。このため、平成29年度に、近畿地方の7府県に所在する知財総合支援窓口を統括し、専門家による出願や海外展開等に関する指導・助言、ビジネスマッチングの機会の提供、特許庁等の行政機関、弁理士会、よろず支援拠点等へのつなぎ、出張面接審査・テレビ面接審査対応等のサービスの充実など、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の「近畿統括拠点(仮称)」を、大阪市内の交通至便地に設置する。このため、必要な予算を確保すべく、調整を進める。

平成30年度までの取組実績等について	④H28年度の実績	11月 契約審査委員会において、INPIT近畿統括本部の事務所選定方法を決定 12月 外部有識者から意見聴取 契約審査委員会において、事務所をグランフロント大阪北館タワーCに設置することを決定 3月 名称、設置場所、開所時期の目安等についてプレスリリース
	⑤H29年度の実績	6月 平成29年7月31日に開所することを決定、プレスリリース 7月 INPIT近畿統括本部を開所
	⑥H30年度の実績	9月 「INPIT-KANSAI一周年記念フォーラム」を開催 11月 INPIT-KANSAI一周年記念イベント「中国知的財産法セミナー」を開催
	⑦定員・配置の状況	・平成29年7月31日に、大阪府大阪市北区に「INPIT近畿統括本部」を開所。 ・近畿統括本部長1名(INPIT理事長が兼任)、INPIT職員3名、知財戦略エキスパート(契約職員)4名、高度検索用端末指導員2名(契約職員)、補助職員(契約職員)3名、近畿地域ブロック担当(契約職員)1名 計14名
	⑧H31年度の実績予定(平成31年度予算の状況含む)	・INPIT近畿統括本部では、(1)知的財産に関する高度・専門的な支援、(2)高度検索用端末による産業財産権情報の提供、(3)出張面接・テレビ面接の場の提供といった多面的な支援を通じて、近畿地方の中堅・中小企業、ベンチャー企業の知的財産を活用したビジネスの成長と拡大を、大阪府をはじめ近畿地方の自治体、日本弁理士会関西会、商工団体、金融機関等の関係機関や近畿7府県の知財総合支援窓口とも連携をしながら、一層の利用拡大に向けて後押ししていく。
地方版総合戦略について	⑨地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	あり
	⑩地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 東京一極集中を是正し、大阪府における「しごと」と「ひと」の好循環を生むため、国に対して提案した国機関の移転・設置については、次のとおり、移転方針が決定された。移転の実現に向け、関係機関との協議を進める。 機関名 : 工業所有権情報・研修館(INPIT) 移転方針: 近畿地方におけるワンストップサービス化等の推進に向けた体制整備について、各府県における知財総合支援窓口を抜本的に底上げする近畿地方の統括拠点を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。 【成果目標】 ものづくり中小企業の集積と、知財への高い関心を踏まえ、知財戦略活用支援及び人材育成部門の西日本を対象とした拠点を大阪に設置 ⇒ ものづくり企業の知財戦略取組の支援体制強化 大阪・関西の大学・企業・研究所等の集積を活かし、知財業務を担う人材の育成に寄与
地方創生上の効果等について	⑪H28、H29、H30年度における取組の情報発信	特許専門家 大阪常駐へ(平成28年9月16日 読売新聞29面) 関西中小企業の特許支援(平成28年11月24日 産経新聞(西日本版)3面) 知財活用支援拠点を設置(平成29年3月29日 産経新聞(西日本版)9面) 特許の面接 大阪で可能に(平成29年7月31日 日経タリ1面) 中小の特許申請 後押し(平成29年7月31日 産経タリ1面) 特許庁所管法人 大阪に初の拠点(平成29年7月31日 毎日タリ7面) 梅田 起業の街に(平成29年8月1日 日経35面) 特許庁の独法 拠点開設(平成29年8月1日 日経35面) 近畿知財戦略の案内役(平成29年8月1日 日刊工業新聞2面) INPIT関西拠点 開設1年(平成30年8月22日 日刊工業新聞朝刊27面) VBの知財戦略(平成30年8月30日 日刊工業新聞朝刊24面) INPIT関西1周年イベント(平成30年9月4日 日刊工業新聞朝刊25面)
	⑫取組による地域への波及効果の検討状況	INPIT近畿統括本部の利用実績によって、地方創生への貢献度合いを検証する予定。
	⑬取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	・INPIT近畿統括本部の開所により、INPITの大阪府内の中堅・中小・ベンチャー企業に対する海外展開や営業秘密管理に関する支援件数が前年度比約1.5倍に増加するとともに、大阪府の企業支援拠点である、ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)での支援件数が前年度比約1.8倍に増加するといった相乗効果を発揮している。 (INPITの大阪府内の中堅・中小・ベンチャー企業に対する海外展開や営業秘密管理に関する支援件数:平成28年度(INPIT関西設置前)の近畿圏における支援件数:167件、平成29年度:218件、平成30年度:320件) また、金融機関、商工会、商工会議所と共同で、ビジネスシーンにおける知財活用と知財リスク低減に関するセミナーを大阪で新たに開催したことで、事業者等の理解増進につながっている。(平成29年度:39回開催、平成30年度:45回開催) ・さらに、高度検索用端末による産業財産権情報の提供、全国の約5割を占めるINPIT近畿統括本部での出張面接は、事業者の利便性向上、経費低減、権利取得等に寄与している。 (高度検索用端末の利用者数:平成29年度:569人、平成30年度:866人、INPIT近畿統括本部での出張面接審査実施件数:平成29年度:558件、平成30年度:473件)
	⑭取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	・出張面接の活用は、事業者の利便性向上、経費低減という効果に加え、世界に通用する高品質な特許権等の取得が期待できる。 また、INPIT近畿統括本部を活用したセミナーや専門性が高い相談支援を継続的に実施することで、ビジネスシーンにおける知財活用と知財リスク低減という効果が見込まれ、大阪府内の中堅・中小・ベンチャー企業のグローバルな事業展開や事業成長への貢献が期待できる。

中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	大阪府
②対象機関	中小企業庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するよう、近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向け、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する。具体的には、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成29年度に、地域経済に関する多様な情報を一元的に集約・管理し、中小企業庁に適時・適切に情報を伝達すること等を通じて、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

平成30年度までの取組実績等について	④H28年度の取組実績	近畿経済産業局・中小企業政策調査課の設置に向けた調査を実施。
	⑤H29年度の取組実績	平成29年4月から近畿経済産業局において、地域中小企業の実態を把握するため、局職員が「がんばる企業応援隊」として、年間1,000社訪問を目標に中堅・中小企業を訪問する活動をスタートさせ、平成30年3月末までに1,101社の訪問を実施。 また、企業ヒアリングをベースに中堅・中小企業実態調査レポート『関西企業フロンタイン』としてとりまとめ、平成29年度は6回公表。レポートをもとに大阪府や兵庫県等の自治体と意見交換を行い、地域の実情把握を図った。その他、中小企業庁と近畿経済産業局において、中小企業政策や企業訪問活動から把握した関西企業の実態について日頃より意見交換を行った。 (関西企業フロンタイン) http://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/report.html
	⑥H30年度の取組実績	昨年度に引き続き「1,000社訪問」を実施し、平成31年3月末までに延べ1,012社を訪問。訪問結果をベースに中堅・中小企業実態調査レポート『関西企業フロンタイン』を年度内に8回(別冊含む)公表するとともに、支援機関や中小企業経営者を対象とした「関西フロンタインワークショップ」を4回(うち東京1回)開催した。 (関西企業フロンタイン) http://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/report.html 本レポートをベースに中小企業庁、自治体や支援機関との意見交換も併せて実施した。 また、中小企業実態調査委託費(平成30年度予算額6.7億円の内数)を活用し、関西地域の中小企業における支援機関の活用実態を調査し取りまとめた。 https://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/frontline/H30houkokusho.pdf
	⑦定員・配置の状況	経済産業省近畿経済産業局に中小企業政策調査課を平成29年4月1日に設置。
	⑧H31年度の取組予定(平成31年度予算の状況含む)	【実施する取組】 引き続き1,000社訪問を継続するとともに、訪問結果をベースに中堅・中小企業実態調査レポート『関西企業フロンタイン』として年度内に4回程度公表予定。本レポートをベースに中小企業庁、自治体や支援機関との意見交換を併せて実施していく予定。 また、中小企業庁予算を活用し、地域経済を支える機能を有する中堅・中小企業群の実態を調査し取りまとめる予定。
地方版総合戦略について	⑨地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	あり
	⑩地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 ・大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(P55): ◆ 国への働きかけについて [1] 国機関等の移転・設置 東京一極集中を是正し、大阪における「しごと」と「ひと」の好循環を生むために、国に対して提案した国機関の移転・設置については、次のとおり、移転方針が決定されました。移転の実現に向け、関係機関との協議を進めていきます。 機関名: 国立健康・栄養研究所、工業所有権情報・研修館(INPIT) (詳細略) ※上記以外の府提案機関については、上記の進展状況や副首都推進本部における議論等を踏まえ、引き続き対応していきます。 ・中小企業庁の全面移転 【成果目標】 記載なし
地方創生上の効果等について	⑪H28、H29、H30年度における取組の情報発信	・地域中小企業の実態把握の一環として、関西の中堅・中小企業へのヒアリングを基にその最新実態を調査し、有識者や関係機関等との意見交換を実施するとともに、「関西企業フロンタイン」を平成29年度に6回、30年度に8回公表。 ・特に平成31年2月26日には「関西企業フロンタインワークショップinTOKYO」を開催し、首都圏においても積極的に情報発信を行った。 ・発表ごとに日本経済新聞、読売新聞、産経新聞、日刊自動車などプレスに関連記事多数掲載。
	⑫取組による地域への波及効果の検討状況	地域における中堅・中小企業の実態把握の結果等について、日頃から中小企業庁と近畿経済産業局の間で共有するとともに、中小企業施策の企画立案に対する貢献度合いや、取組に対する評価に関しても意見交換を行っている。
	⑬取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	・近畿経済産業局への中小企業政策調査課の設置後、年間1,000社の企業訪問や「関西企業フロンタイン」の調査・公表により、地域における中堅・中小企業の実態把握が促進された。また、把握した実態について、自治体や金融機関等の産業支援機関との意見交換を行うことにより、地域全体での企業実態の共有も促進されている。 ・「関西フロンタイン」の公表回数: 平成29年度6回、平成30年度8回 ・「関西フロンタイン」関連ワークショップの開催: 平成29年度2回、平成30年度3回 ・「関西フロンタイン」をテーマとした説明会および意見交換会: 平成30年度12回
	⑭取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	・引き続き、近畿地域において1,000社訪問やレポートの調査・公表を通じて、中堅・中小企業の実態把握が進むことが見込まれる。 また、これらの取組を通じ、自治体・金融機関等の産業支援機関とも企業の実態を共有することや中小企業庁における新たな政策策定につなげていくことにより、企業の課題解決の促進や地域経済の活性化が見込まれる。

中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	—
②対象機関	観光庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	2020年に訪日外国人旅行者数を4000万人とする等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化の取組の推進のため、地域ごとに異なる課題解決や地域における観光行政のワンストップサービス化を推進する。このため、関係省庁の地方支分部局等をメンバーとする「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を新たに設置・運営することとし、平成28年以内に準備会を発足させ、平成29年度当初から運営できるように準備を進めるとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において、そのために必要な体制の充実・強化を図る。

平成30年度までの取組実績等について	④H28年度の実績	平成28年以内に全国すべての地方ブロックにおいて準備会を発足。観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議の前身である「地方ブロック別連絡会」の構成員及び新たに構成員となる地方農政局等の関係省庁の支分部局等に対し、戦略会議への移行について、準備会から周知・説明するとともに、戦略会議で議論する課題の検討を開始した。
	⑤H29年度の実績	平成29年4月～6月の間に全国10の全ての地方ブロックにおいて第1回観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を開催。各地方ブロックとも、これまでの地方ブロック別連絡会における課題の共有、新たに構成員となった地方農政局等の関係支分部局等の現在の取組を説明。 平成29年12月に全国10の全ての地方ブロックにおいて第2回観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を開催。課題の洗い出し及び取りまとめを実施した。
	⑥H30年度の実績	平成30年12月～平成31年3月の間に全国10の全ての地方ブロックにおいて第3回観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を開催。各地方ブロックにおいて現状の課題等を共有するとともに、構成員による二次交通の確保、多言語対応といった受入環境整備の取組や、国立公園の整備や農泊の推進といった省庁横断的な取組等、多様な取組の成果や今後の方針について取りまとめた。
	⑦定員・配置の状況	各地方運輸局観光部における組織・定員の状況は以下のとおり。 (平成29年度) ・北海道・近畿にそれぞれ「観光戦略推進官」1名を設置 ・四国に観光地域振興課を設置 (平成30年度) ・北海道・東北・関東に各2名、北陸信越・中部・近畿・中国・四国・九州に各1名定員配置 (平成31年度) ・北海道・東北・北陸信越・近畿・中国・四国に各2名、関東・中部・九州に各1名定員配置 ・全局(北海道・東北・関東・北陸信越・中部・近畿・中国・四国・九州)に各2名定員配置
	⑧H31年度の実績予定(平成31年度予算の状況含む)	平成31年度も引き続き、各地方ブロックにおいて観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を開催し、ブロック内の構成員による現状の課題等の共有、施策の調整を図るとともに、各ブロックにおける取組、成果をウェブサイト等を活用して公表し、ブロック間で横展開することで、全国的な取組水準の底上げを図る。
地方版総合戦略について	⑨地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	—
	⑩地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 — 【成果目標】 —
	⑪H28、H29、H30年度における取組の情報発信	・バス・タクシー充実課題 四国ブロック連絡会、訪日客増受け(H28.12.13 日本経済新聞電子版) ・訪日外国人旅行、受け入れ整備へ 「戦略会議」初会合 北海道(H29.4.27 毎日新聞地方版) ・観光ビジョン関東戦略会議設置・要綱を承認(H29.5.9 埼玉建設新聞) ・省庁横断、観光ビジョン策定へ 九州ブロック戦略会議設立 インバウンド誘客促進図る(H29.6.6 産経ニュース) ・通訳案内育成や体験型ツアーを 仙台で戦略会議(H29.6.10 河北新報) ・東京五輪で外国人誘客 5県、取り組み共有 北陸信越戦略会議が初会合(H29.6.24 新潟日報) ・新潟で観光ビジョン会議(H29.6.24 北国新聞) ・官民で観光戦略検討会議(H29.6.27 中日新聞) ・九州観光振興 ビジョン戦略会議が年度内に課題解決策(H29.6.29 毎日新聞) ・関西がインバウンドけん引 ブロック戦略会議開き官民連携の取り組み確認(H30.1.15 トラベルビジョン) ・訪日外国人客の受け入れ充実へ 高松で戦略会議(H31.2.14 四国新聞) ・外国人誘客へ課題共有 各県の取り組み紹介(H31.2.26 新潟日報) ・世界が訪れたい関西を目指して(H31.3.5 テレビ大阪 やさしいニュース) ・観光ビジョン推進へ 18年度の成果報告(H31.3.7 建設通信新聞)
地方創生上の効果等について	⑫取組による地域への波及効果の検討状況	「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた2020年における地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万人泊等の目標達成を目指す。
	⑬取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	各地方ブロック毎に地域課題の共有や施策の調整を行い、省庁横断的に二次交通の利便性向上による観光客の周遊性確保、観光地や交通機関でのキャッシュレス対応等の受入環境整備、新たな観光資源の掘り起こし等の取組を進めている。 こうした取組等を通じ、2012年における地方部での外国人延べ宿泊者数は855万人泊であったが、2018年は3,636万人泊(速報値)となり、この6年で4.3倍に増加している。
	⑭取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	2020年における地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万人泊等の目標が達成されることで、地方部での訪日外国人旅行消費額が増加するといった効果を見込んでいる。

中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	三重県
②対象機関	気象庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組への支援を強化するため、津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。また、災害時には三重県と協議のうえ県災害対策本部への職員派遣を行う。さらに、みえ防災・減災センターと津地方気象台がそれぞれ取り組んでいる防災を担う人材育成を一体的に実施するとともに、三重県教育委員会が実施する学校における防災教育の取組に対する支援を強化する。

平成30年度までの取組実績等について	④H28年度の実績	・H28.12に津地方気象台と県防災対策部との間で、「県防災施策に関する研究会」を設置し、「三重県版タイムライン」の策定を支援した。 ・H28.12.11に、津地方気象台職員の三重県災害対策本部への派遣に関して、『「政府関係機関移転基本方針」に係わる津地方気象台と三重県災害対策本部の連携について』合意書を交わした。
	⑤H29年度の実績	・H29.6.1より、「三重県版タイムライン」の試行を開始した。また、H29.11に開催した「県防災施策に関する研究会」において、試行の検証を行った。 ・台風第5号、21号対応のため、県災対本部に職員をリエゾンとして派遣した。 ・みえ防災・減災センターと津地方気象台が連携し、地震・津波や風水害に関するシンポジウム等を4回共同で開催した。さらに、みえ防災コーディネーター育成講座等研修事業を共同で実施し、県教育委員会が実施する、防災教育・防災対策に関する研修会等に、津地方気象台職員を4回派遣するなどの支援を行った。
	⑥H30年度の実績	・平成30年度は、「県防災施策に関する研究会」において、30年度末に「タイムライン市町基本モデル」を策定した。 ・H30.4.1より、津地方気象台職員の「みえ防災・減災センター」駐在を開始した。 ・H30.5.31「みえ防災・減災センター」主催の第1回地域防災研究会において、市町タイムラインのワークショップに県・市町・気象台職員が参加した。 ・H30.7.31「みえ防災・減災センター」主催の市町防災担当職員研修で気象庁ワークショップを共同開催。 ・H30.9.6「みえ防災・減災センター」主催の研修会で「南海トラフ地震に関する情報」をテーマに講演。 ・H30.9.23「みえ風水害対策の日シンポジウム」のパネリストとして気象台長が参加。 ・H31.2.18「みえ防災・減災センター」主催の研修会で「平成30年の台風」をテーマとした講話を行い、職員4名がワークショップに参加。 ・台風第12号、20号、21号、24号対応のため、県災対本部に職員をリエゾンとして派遣した。
	⑦定員・配置の状況	—
	⑧H31年度の実績予定 (平成31年度予算の状況含む)	・平成31年度は、「県防災施策に関する研究会」において、次の2点について研究を実施予定。 － 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応について － 「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月改訂版）」に基づく「防災気象情報の5段階区分」の運用について ・平成31年度、津地方気象台職員の「みえ防災・減災センター」駐在を継続。 ・H31.5.13「みえ防災・減災センター」主催の市町防災担当職員研修にて、南海トラフ地震に関連する情報について講師予定。 ・H31.5.16「みえ防災・減災センター」主催の市町防災担当職員研修にて、気象防災ワークショップ（土砂災害編）実施予定。 ・H31.6.8「みえ防災・減災センター」主催の研究成果公開シンポジウムで「防災気象情報のレベル化（仮題）」について基調講演予定。 ・H31.9.19 伊勢湾台風60周年シンポジウムに「みえ防災・減災センター」とともに気象台職員が参加予定。 ・H31.12.15昭和東南海地震75周年シンポジウムに「みえ防災・減災センター」とともに気象台職員が参加予定。 ・その他、「みえ防災・減災センター」が事務局となる各種の防災研修、防災講座等において、津地方気象台から講演の協力を予定している。
地方版総合戦略について	⑨地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	なし
	⑩地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 — 【成果目標】 —
地方創生上の効果等について	⑪H28、H29、H30年度における取組の情報発信	H29年度におけるみえ防災・減災センター・県との取組 ・9月24日 みえ風水害対策の日シンポジウムにて津地方気象台長パネリストとして参加(H29.8.24 伊勢新聞) ・12月10日 みえ地震対策の日シンポジウムにて津地方気象台パネル展示で参加(H29.12.13 中日新聞) H30年度におけるみえ防災・減災センター・県との取組 ・H30.9.23「みえ風水害対策の日シンポジウム」のパネリストとして津地方気象台長が参加(H30.9.24 中日新聞)
	⑫取組による地域への波及効果の検討状況	気象庁の移転については、平成28年9月1日に決定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」において、三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組への支援を強化することが目的であることから、具体的に以下の取組を行うこととされた。 Ⅰ：津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。 Ⅱ：災害時には三重県と協議のうえ県災害対策本部への職員派遣を行う。 Ⅲ：みえ防災・減災センターと津地方気象台がそれぞれ取り組んでいる防災を担う人材育成を一体的に実施するとともに、三重県教育委員会が実施する学校における防災教育の取組に対する支援を強化する。 さらに、令和元年度からは県・市町が作成している南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画の修正等を支援することとした。
	⑬取組による地域への波及効果（既に効果が発現しているもの）	「みえ防災・減災センター」と津地方気象台との連携においては、それぞれが企画するイベントを共催することにより、普及啓発の機会が増えるとともに、イベント開催PRにも効果があがっている。また、リエゾン派遣など県災害対策本部活動への協力を強化することで、三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組への支援を強化した。
	⑭取組による地域への波及効果（今後効果が見込まれるもの）	「みえ防災・減災センター」と津地方気象台が連携した防災の普及啓発にかかるイベントを共催することで、防災人材の育成や啓発事業の一体的実施が可能となるとともに、三重県の災害対策本部活動に協力することで、三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組が推進される。